

○自動車の保管場所証明事務等の運用要領の制定について(通達)

(平成 7 年 12 月 18 日岡規第 551 号／岡会第 684 号警察本部長例規)

改正	平成 10 年 12 月岡規第 395 号・岡会第 524 号	平成 12 年 3 月岡務第 114 号
	平成 12 年 3 月岡規第 168 号・岡会第 152 号	平成 13 年 6 月岡務第 5038 号
	平成 17 年 3 月第 67 号	平成 20 年 3 月岡規第 73 号
	平成 21 年 3 月岡務第 195 号	平成 21 年 8 月岡規第 266 号
	平成 22 年 3 月岡務第 260 号	平成 28 年 3 月 29 日岡監第 137 号
	平成 30 年 1 月 22 日岡規第 23 号、岡会第 33 号	令和元年 6 月 28 日岡務第 522 号
	令和元年 8 月 20 日岡情第 309 号	令和 3 年 3 月 24 日岡務第 254 号
	令和 4 年 2 月 3 日岡規第 44 号	令和 4 年 12 月 23 日岡規第 513 号
	令和 5 年 6 月 1 日岡情第 184 号	令和 5 年 8 月 25 日岡会第 386 号
	令和 5 年 9 月 28 日岡務第 697 号	令和 5 年 12 月 15 日岡規第 498 号
	令和 6 年 2 月 16 日岡規第 41 号	令和 7 年 3 月 21 日岡規第 87 号

各部長・参事官・所属長

自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律(平成 7 年法律第 73 号)の施行に伴い、別添のとおり自動車の保管場所証明事務等について運用要領を整備し、平成 8 年 1 月 1 日から実施することとしたので、その取扱いに誤りのないよう適正な運用に努められたい。

なお、「自動車の保管場所証明事務等の運用要領について(通達)」(平成 3 年 6 月 13 日岡規第 329 号、岡会第 371 号例規)は廃止する。

別添

自動車の保管場所証明事務等の運用要領

第 1 目的

この要領は、自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和 37 年法律第 145 号。以下「法」という。)の規定に基づき、警察署長が行う自動車保管場所証明事務等の取扱いについて必要な要領を定め、その適正と斉一を図ることを目的とする。

第 2 様式

1 保管場所証明事務等に係る様式は、次に定めるとおりとする。

- (1) 自動車保管場所証明申請書 様式第 1 号
- (2) 自動車保管場所届出書 様式第 2 号
- (3) 保管場所使用権原疎明書面(自認書) 様式第 3 号
- (4) 保管場所使用承諾証明書 様式第 4 号
- (5) 保管場所の所在図・配置図 様式第 5 号
- (6) 自動車の保管場所証明申請審査結果通知書 様式第 6 号

- (7) 自動車保管場所証明処理簿(入力資料管理表) 様式第 7 号
- (8) 自動車保管場所届出・変更届出処理簿(入力資料管理表) 様式第 8 号
- (9) 適用除外自動車証明申請書 様式第 9 号
- (10) 証票 様式第 10 号
- (11) 自動車保管場所証明等取扱状況報告書 様式第 11 号

2 1(7)及び(8)に掲げる書類を作成したときは、警察署長の決裁を受けなければならない。ただし、軽易又は定例的なものについては、交通課長(交通第一課長及び地域交通課長を含む。)が専決することができる。

第 3 書面申請に係る自動車の保管場所証明

1 申請及び受理

自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令(昭和 37 年政令第 329 号)第 2 条第 1 項の規定に基づく自動車の保管場所証明書(以下「証明書」という。)の申請及び受理は、次によるものとする。

- (1) 申請は、自動車 1 台につき、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則(平成 3 年国家公安委員会規則第 1 号。以下「規則」という。)第 1 条に定める自動車保管場所証明申請書(以下「証明申請書」という。)警察署保管用(以下「保管書面」という。)及び交付用(以下「交付書面」という。)各 1 部を提出させること。
- (2) 「車台番号」欄は、原則として申請時に記載されていなければならない。ただし、申請時に車台番号が確定していないため空欄のままで行われた申請は、有効なものとして受理すること。
- (3) 「自動車の使用の本拠の位置」欄は、当該自動車の所有者その他自動車の管理責任者の所在地を記載させるものとする。この場合において、所有者が自然人のときはその住所又は居所、所有者が法人のときはその主たる事務所又は従たる事務所の所在地を記載させること。

(4) 添付書類

ア 使用の権原を疎明する書面(以下「使用権原書」という。)

(ア) 使用権原書は、おおむね次に掲げるものとする。

- a 保管場所が当該自動車の所有者の所有する土地又は建物(以下「土地等」という。)である場合

保管場所使用権原疎明書面(自認書)

- b 保管場所が当該自動車の所有者の所有する土地等でない場合

(a) 駐車場賃貸契約書の副本又は写し。ただし、これらの書面がない場合は、駐車場の賃借料金の領収書等

(b) 保管場所使用承諾証明書

(c) 国又は地方公共団体等の公法人が当該自動車の所有者が保管場所として使用する権原を有することを確認したことを証する書面

- c 他人と共有している土地等を保管場所として使用する場合

保管場所使用承諾証明書

- d 官公署の保有する自動車の保管場所については、当該自動車の保管場所が確保されていることを内容とする管理責任者の保管場所使用権原疎明書面(自認書)

(イ) 使用権原書の使用に関する権利関係は、申請時からおおむね1か月以上有効なものでなければならない。

(ウ) 使用権原書は、原則として各申請ごとに1部を添付するものとする。ただし、同一使用権原書内の場所に2台以上保管することを同時に申請する場合は、1部で足りるものとする。

イ 保管場所の所在図・配置図

(ア) 所在図

当該保管場所付近の道路、駅、建物等主たる目標となる地物が表示されたもので、当該自動車の使用の本拠の位置と保管場所が離れている場合には、相互の距離を明記したもの

(イ) 配置図

当該保管場所並びにその周辺の建物、空地、当該保管場所に接する道路及びその幅員並びに保管場所の平面の寸法、入口等を明記したもの

(5) 証明申請書及び証明書の訂正

ア 証明申請書(交付書面)の訂正箇所には、証明書交付時に、警察署長の訂正確認印を押印すること。

イ 証明書の交付後は、訂正を認めないこと。

2 現地調査

現地調査は、原則として申請のあったもの全てについて実施するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、これを省略することができる。

(1) 官公署からの申請に係るもので、当該保管場所が確保されていることが確実に認められる場合

(2) 証明書の再交付申請の場合

(3) 当該保管場所が確保されていることが明らかで、警察署長が現地調査の必要がないと認めた場合

3 証明又は不可

(1) 証明

ア 警察署長は、申請書類及び現地調査の結果等に基づき、保管場所が確保されていると認めたときは、証明申請書のうち保管書面を控えとし、交付書面を証明書として交付するものとする。ただし、当該書面に車台番号が記入されない間は、交付しないものとする。

イ 自動車登録番号が確定していない場合、又は自動車登録番号を変更する場合は、申請者に対し、確定後速やかに自動車登録番号を連絡するよう依頼するものとする。

(2) 不可

ア 警察署長は、保管場所が確保されていると認められない場合は、申請者に対し、不可とする理由を付した自動車の保管場所証明申請審査結果通知書(以下「審査結果通知書」という。)を2通作成の上、契印し、その正本を「不可」と記載した交付書面に添えて交付するものとする。

イ 警察署長は、審査結果通知書の副本その他関係文書については、保管書面と一括して保管するものとする。

4 証明書の再交付

(1) 申請及び受理

ア 申請は、証明申請書(交付書面)1部を提出させること。ただし、添付書類は必要としない。

イ 先に証明書を交付した日の翌日から起算して1か月を経過している場合は受理せず、新たに申請させるものとする。

(2) 交付

ア 受理した証明申請書は、先に交付したときの保管書面と照合し、同一内容と認められる場合は、証明書を再交付するものとする。

イ 再交付に当たっては、証明申請書の左上部欄外に「再交付」及び日付を朱書きし、証明書の番号及び日付は、先に交付したものと同一とする。

(3) 保管書面への記載

再交付の経緯を明らかにするため、先の保管書面の上部欄外に「再交付」と表示し、日付及びその理由を簡記するものとする。

5 処理簿の記載

処理状況を明らかにしておくため、自動車保管場所証明処理簿に所要の事項を記載しておくものとする。

なお、「不可」とした場合は、その旨を備考欄に記載するものとする。

第4 電子申請に係る自動車の保管場所証明

1 電子申請の受理

電子申請を受理したときは、当該申請の内容を出力の上、書面申請に準じた申請データが入力又は添付されているか審査を行うものとする。この場合において、入力事項等に不備があるとき又は保管場所の位置が県内の他の警察署の管轄区域内にあるときは、それぞれ自動車の保管場所の証明に関するシステム(以下「システム」という。)により、申請者に補正すべき事項を通知し、又は当該他の警察署に転送するものとする。

2 現地調査

第3の2((2)を除く。)は、電子申請を受理した場合の現地調査について準用する。

3 証明又は不可

(1) 証明

警察署長は、申請書類及び現地調査の結果等に基づき、保管場所が確保されていると認めたときは、車台番号が特定されたものについて、システムにより自動車保管場所証明通知を行うものとする。

(2) 不可

警察署長は、保管場所が確保されていると認められない場合は、申請者に対し、システムにより、自動車保管場所証明通知を行わない旨及び当該処分に対し審査請求及び取消訴訟をすることができる旨を通知するものとする。

4 申請データ等の出力

岡山県警察共通基盤システム等運営要領の制定について(通達)(令和5年6月1日岡情第183号例規)に定める出力資料管理表の作成は、自動車保管場所証明処理簿の作成をもって代えることができる。

第5 保管場所の届出等

1 届出及び受理

法第5条、第13条第3項及び附則第6項の規定に基づく保管場所の届出(以下「届出」という。)及び法第7条(第13条第4項及び附則第7項において準用する場合を含む。)の規定に基づく保管場所の変更の届出(以下「変更届出」という。)の規定に基づく保管場所の変更の届出(以下「変更届出」という。)並びに受理は、次によるものとする。

(1) 届出及び変更届出は、自動車1台につき、規則第3条第1項に定める自動車保管場所届出書(以下「届出書」という。)1部を提出させること。

(2) 添付書類

第3の1(4)と同一とする。

2 現地調査の省略

現地調査は、警察署長が特に必要と認める場合を除き、省略するものとする。

3 処理簿の記載

処理状況を明らかにしておくため、自動車保管場所届出・変更届出処理簿に所要の事項を記載しておくものとする。

第6 書面申請に係る手数料の徴収

岡山県警察関係手数料徴収条例(平成12年岡山県条例第72号。以下「条例」という。)に基づき、証明申請書を受理した場合は「自動車の保管場所証明申請手数料」を、標章を交付する場合は「保管場所標章交付手数料」を次に定める方法により徴収するものとする。

1 徴収の方法

条例に定める額の手数料を申請 1 件ごとに徴収すること。

2 徴収の時期

手数料の徴収の時期は、証明申請書を受理したときとする。ただし、証明申請書等に不備がありこれを受理しない場合は、手数料は徴収しないこと。

3 手数料の免除

国又は地方公共団体が保有する自動車の保管場所について、当該証明を申請する場合は、条例第 5 条の規定により、これを免除する。

第 7 電子申請に係る手数料の徴収

条例に基づき、証明申請書を受理した場合は「自動車の保管場所証明申請手数料」を次に定める方法により徴収するものとする。

1 徴収の方法

電子情報処理組織を利用し、申請者によるインターネットバンキング口座からの納付により徴収すること。

2 徴収の時期

手数料の徴収の時期は、申請者が保管場所証明の申請をしたときとする。

第 8 適用除外自動車の取扱い

法第 11 条第 3 項に基づく適用除外自動車申請書を受理したときは、その内容を審査し、適正であると認められるときは、証票を交付するものとする。

第 9 報告

警察署長は、毎月の自動車保管場所証明件数等を自動車保管場所証明等取扱状況報告書により翌月 5 日までに交通部交通規制課長に報告するものとする。

第 10 現地調査業務及び入力業務の委託

現地調査業務及びシステム入力業務は、当該業務を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すると警察本部長が認める法人に委託するものとし、それぞれの業務の実施要領は、別に定める。

第 11 文書の保存

文書の保存は、次のとおりとする。

文書名	保存所属	保存期間
自動車保管場所証明申請書(警察署保管用)	受理した警察署	5 年
自動車保管場所届出書(警察署保管用)	受理した警察署	5 年
保管場所使用権原疎明書面(自認書)	受理した警察署	5 年
保管場所使用承諾証明書	受理した警察署	5 年
保管場所の所在図・配置図	受理した警察署	5 年
自動車保管場所証明処理簿	受理した警察署	5 年
自動車保管場所届出・変更届出処理簿	受理した警察署	5 年
適用除外自動車証明申請書	受理した警察署	5 年

自動車保管場所証明等取扱状況報告書	交通規制課	5 年
-------------------	-------	-----

様式第 1 号

自動車保管場所証明申請書

[別紙参照]

様式第 2 号

自動車保管場所届出書(新規・変更)

[別紙参照]

様式第 3 号

保管場所使用権原疎明書面(自認書)

[別紙参照]

様式第 4 号

保管場所使用承諾証明書

[別紙参照]

様式第 5 号

保管場所の所在図・配置図

[別紙参照]

様式第 6 号

自動車の保管場所証明申請審査結果通知書

[別紙参照]

様式第 7 号

自動車保管場所証明処理簿(入力資料管理表)

[別紙参照]

様式第 8 号

自動車保管場所届出・変更届出処理簿(入力資料管理表)

[別紙参照]

様式第 9 号

適用除外自動車証明申請書

[別紙参照]

様式第 10 号

証票

[別紙参照]

様式第 11 号

自動車保管場所証明等取扱状況報告

[別紙参照]